



令和7年度 就学援助制度のお知らせ



中城村では、**公立小中学校および琉球大学教育学部附属小中学校・その他私立・県立小中学校へ在学している、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、給食費や学用品費等の補助をおこなっております。**

～ 就学援助を受けることができる世帯の範囲 ～

(要保護)

生活保護を受けている方が該当します。(医療費および修学旅行費のみの補助となります)

(準要保護)

生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っている方(おおむね次の事項にある方が該当します)

- (1) 前年度(令和6年4月1日)以降に、生活保護が停止又は廃止になった方。
- (2) 村民税が非課税の方(世帯全員が所得割・均等割ともに課せられていない方)
- (3) 児童扶養手当を受給されている方。
- (4) 世帯の収入が基準額未満の方。(下記表を参照)

【収入基準額】・・・目安となる基準

世帯人数	世帯の構成	※総収入額
2人	親1人、小学生1人	約182万円
3人	両親、小学生1人	約226万円
3人	両親、中学生1人	約234万円
3人	親1人、小学生1人、中学生1人	約244万円
4人	両親、小学生1人、中学生1人	約278万円
5人	両親、幼児1人、小学生1人、中学生1人	約298万円
6人	両親、幼児1人、小学生2人、中学生1人	約356万円

※ 世帯員全員の収入が対象です。

「総収入額」＝所得控除前の金額(手取りの金額ではありません)

上の表に記載している総収入額は、おおよその目安です。基準となる金額は世帯の構成や年齢、所得控除の金額等により異なりますので、援助を希望する場合は申請することをお勧めします。

～ 申請に必要な書類 ～

- ① 就学援助申請書(兼同意書・委任状)・・・各村立学校事務室または教育総務課
- ※ ② 住民票謄本(続柄入り)・・・中城村役場住民生活課
- ③ 令和7年度の所得課税証明書(収入のある方全員)・・・中城村役場税務課

※②、③については世帯の収入状況及び住民情報等を教育委員会が確認することについて、

同意する場合は提出不要です。(申請書の「同意します」に○をつけた場合)

また、令和7年1月1日に中城村以外の市町村に住んでいた場合は、その市町村から発行される「所得課税証明書(所得控除内訳あり)」を申請後の**6月以降に提出して下さい。**

- ④ 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当を受給している方のみ。)
- ⑤ 生活保護停止および廃止通知の写し(生活保護が停止または廃止された方のみ。)

上記以外でも、生活の状況を知らせるために必要な書類を提出していただく場合があります。

○ 提出期限および提出先

提出期限・・・ **令和7年5月30日(金)**

提出先・・・ **各村立小中学校事務室または教育委員会 教育総務課**

お問い合わせ先
 中城村教育委員会
 教育総務課学校教育係
 TEL: 895-3276



要保護・準要保護の補助について

○ 援助額（4月認定の場合）

【年額】

援助費目	学用品費	通学用品費 (1年生以外)	校外学習費	修学旅行費	新入学用品費 (1年生で未支給のみ)	PTA会費	給食費
小学生	¥11,630	¥2,270	¥1,600 (上限)	¥15,500 (上限)	¥40,600	¥3,450	¥49,500
中学生	¥22,730	¥2,270	¥2,310 (上限)	¥65,000 (上限)	¥47,400	¥4,260	¥55,000

※PTA会費については、同一学校内に兄弟がいる場合は、下学年の児童生徒のみ支給

給食費については給食センターへ、PTA会費はPTA口座へ、修学旅行費は保護者口座、学校長口座、旅行社のいずれかへ振り込みを行います。その他の援助費については上記の額を三回に分けて、保護者口座へ振り込みます。ただし、校外学習費については2学期に振り込みを行います。

※学校徴収金の未納がある場合は学校長口座へ振り込むことがあります。

○ 医療費

教育委員会にて発行する医療券をもって病院にいただくと、教育委員会へ医療費が請求されます。医療券の効力は発行した月の月末までなのでご注意ください。

医療費補助の対象となるもの（学校保健法施行令第8条による疾病）は以下のとおりです。

- (1) トラコーマ及び結膜炎
- (2) 白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）及び脳痲疹（のうかしん）
- (3) 中耳炎
- (4) 慢性副鼻腔炎（蓄膿症）及びアデノイド
- (5) 齲歯（むし歯）
- (6) 寄生虫（虫卵保有を含む）



○ その他

① 就学援助は年度ごとに申請が必要です。

当初申請期限以降でも、随時申請することができます。

随時申請で認定された場合、申請書を提出された月が認定月となります。

- ② 生活保護を受けている方は、上の表のうち修学旅行費・医療費のみ就学援助の対象となり、それ以外の経費は生活保護費から支給されます。

○ 申請から認定までの流れ～

